

中野区教育委員会会議録

令和8年第10回定例会

令和8年4月17日

中野区教育委員会

令和8年第10回中野区教育委員会定例会

○日時

令和8年4月17日（金）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時45分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 高野 治人

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 森 克久

子ども・教育政策課長 小堺 充

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

学校支援担当課長 関田 勇介

子ども教育施設課長 原 太洋

スポーツ振興課長 原 拓也

○書記

教育委員会係長 網野 愛子

教育委員会係 神垣 真帆

教育委員会係 岡崎 大輔

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 岡本 淳之

○傍聴者数

4人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第25号議案 中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

2 報告事項

(1) 事務局報告

- ①令和8年度教育行政に関する点検及び評価（令和7年度分）の実施について
（子ども・教育政策課）
- ②子どもが考える修学旅行について（指導室）
- ③令和8年度海での体験事業の実施について（学務課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第 10 回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、岡本委員にお願いいたします。

また、本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

本日の議決事件の 1 番目に関連して、スポーツ振興課の原課長にご出席をいただいております。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田代教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 25 号議案「中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長

それでは、第 25 号議案「中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、説明をさせていただきます。

まず、提案の理由といたしましては、議案のとおりでございます。施設予約システムの再構築に伴いまして、学校施設の使用手続に関する規定を改める必要があるということでございます。

その趣旨といたしましては、現在中野区においては、学校開放事業を含みます区立施設の使用手続に関する施設予約システムの対象について拡大をいたしまして、利便性の向上と、手続の一定程度の統一を目的とした再構築が行われているところでございます。

そのことに伴いまして、区立学校の設備の使用に係る手続を定めた教育委員会規則の規定を改めていただく必要があるということでございます。

お手数ですが、お手元の資料、新旧対照表をごらんいただきますようお願いいたします。

まず、第 1 条関係、中野区立学校設備使用規則の改正内容でございます。この規則は学校開放事業にかかわらず、区立の学校施設・設備の使用手続を定めているものでございます。

従来、施設予約システムを用いて使用手続を行います施設につきましては、施設ごとに手続を定めていたところがございますが、再構築後の施設予約システムによって、手続を行う施設を対象といたしました中野区施設予約システムの運用等に関する規則が、この3月に新たに公布、施行されたことによって、その新たな規則の中で、区の中で統一的に定める部分、さらにそれぞれの施設ごとに定める部分というものが発生することになりました。

今回の主な内容といたしましては、第3条第3項及び第4条第3項について、今ご説明しましたように、施設予約システムを利用する手続などについて、複数の別の定めによって定められることになったことから、「別に定める」という文言へ改正をお願いするものがございます。

そのほかの規定につきましては、本改正に合わせまして、条文の文言をより適切な形に修正させていただくものがございます。

次に、第2条関係をごらんください。第2条関係は中野区立学校施設の開放に関する規則でございます。

こちらは学校開放事業に関する規則でございます。先ほどご説明いたしました中野区施設予約システムの運用等に関する規則において、施設の使用手続における手続期限などが一定程度、これから統一されることから、使用料を納付する場合の期限について、当該規則の規定を準用することを定めているものがございます。

なお、学校設備使用規則におきまして、学校施設のうち、使用料の発生する体育館をスポーツ目的で利用する場合においては、当分の間、使用料は免除とすることが定められているところを補足させていただきます。

最後に附則についてご説明いたします。

まず、施行期日は公布の日でございます。

次に、再構築後の施設予約システムを用いた手続への移行時期についての規定でございます。手続の切替え時期を、区の施設いずれの施設も、5月1日以降の施設を使用するための手続に適用するものでありまして、4月30日以前の利用につきましては、従前の形の手続とすることを定めているものがございます。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

丁寧なご説明をありがとうございます。利便性の向上というお話もございました。具体的に、もし何か一つ、二つで結構でございますので、利用者の方、特に子どもや保護者の方に関わることなどで、「こういった点が便利になります」ということがございましたら、教えていただくとありがたいなと思います。

利便性が向上することで、多くの方が使ってくださいるといいなと考えております。

スポーツ振興課長

施設予約システムに関わるところでございますと、まず登録の際に、本人確認証などをご提示いただく必要があるのですが、こちらは紙で、施設で申請していただくことがほとんどでございました。紙をご希望の方はそのままできるのですけれども、オンラインで行うことができるようになったということ。

それと、使用料の支払いなどについても、キャッシュレスでできるようになったということなどが挙げられるところでございます。

田代教育長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 25 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり、決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

次に、報告事項に入ります。

初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。

各委員から、活動報告がございましたらお願いいたします。

高野委員

先日、中野区医師会の小児科分科部会の会合がありまして、そちらでは昨今はやっている、はしかの対応についての協議を行いました。

はしかは感染力が強く、空気感染も起こす病気ですので、接触を避けるのはなかなか難しい面もあります。予防に関しては、ワクチンの2回接種を確実に行っていただくことが

大切なので、1期、2期の定期接種はもとより、中野区では、任意接種の助成も行っており、1期、2期で打ち漏らしてしまったお子さんたちも、無料で接種することができますので、学校などでの接種勧奨をしていただければと思います。

以上です。

田代教育長

ほかに活動報告はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、私から一つ、報告いたします。

火曜日に関田課長とともに、第七中学校のバス通学の様子を現地で確認してまいりました。

当日は、バスの混雑は見られず、生徒はおおむね3便程度に分かれて登校しておりました。バス停も、学校から徒歩ですぐの位置にあり、バス通学を利用している生徒にとっては、比較的負担の少ない通学環境にあると感じました。

対象となる生徒はおよそ90名とのことですが、現在はそのうち83名が、実際にバス通学を利用している状況です。利用人数が多いこともあり、車内では生徒同士が会話をする姿も見られ、現時点では比較的落ち着いた、楽しそうな雰囲気の中で通学できている印象を受けました。

一方で、今後、部活動が本格的に始まりますと、下校時刻が生徒ごとにバラついてくることが想定されます。その際に、1人でバスを利用して帰宅するケースが増えるのか、あるいは、部活動の友人と一緒に帰るようになるのかなど、下校時の状況については、今後、変化が出てくる可能性があると感じました。

また来週、今度は実際の乗車時の状況についても、改めて確認を行う予定です。

今回の視察を通して、やはり現場に足を運ばないと、把握できない点が多いということをご報告いたしました。

報告は以上です。

その他発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「令和8年度教育行政に関する点検及び評価（令和7年度分）の実施について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは「令和8年度教育行政に関する点検及び評価(令和7年度分)の実施について」、ご報告いたします。

資料02-1、報告事項①をごらんください。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行うものでございます。

1番目、実施目的です。

本点検・評価を通じて、教育行政のさらなる充実と改善を図るとともに、区民に対する説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を目的として実施いたします。

今回の点検評価では、主に5点を重視してまいります。

箇条書きでお示ししております1点目は、中長期的な視点に立った点検・評価を行うことです。

2点目は、教育行政全般にかかる目標体系に基づき、課、施策、事業の成果、効果性、必要性を横断的な視点で検証することです。

3点目は、数値等で表しにくい目標や成果についても、丁寧に点検・評価を行うことです。

4点目は点検・評価結果を公表し、区民からの意見や提案を受けることで、透明性のある教育行政を実現することです。

5点目は、その結果を目標設定や実施事業の見直し、改善に活用し、計画、実施、評価のマネジメントサイクルを確立することです。

2番目、実施方法です。

本点検・評価は、中野区教育ビジョン(第4次)をもとに、教育委員会独自の点検・評価票を作成し、これを用いて実施いたします。

3番目、外部評価委員会の設置です。

教育に関する学識経験者を含む外部評価委員会を設置し、客観的な視点からご意見をいただきながら、点検・評価を進めてまいります。

4番目、重点項目についてご説明いたします。

外部評価委員会における重点項目は、教育ビジョン(第4次)をもとに、次のとおり設定しております。

1番目、確かな学力の定着(知)並びに教員の授業力向上。

2 番目、豊かな心を育む教育の充実（徳）。

3 番目、体力・運動意欲の向上（体）及び健康の保持増進。

4 番目、いじめ対策及び不登校傾向の児童・生徒の支援強化。

最後に、家庭・地域と連携した教育、開かれた学校運営です。

このうち最初の四つの「知」「徳」「体」及び「いじめ・不登校児童生徒への支援の強化」は、中野区教育の根幹をなす要素であることから、必須項目として位置づけております。

最後の項目、家庭・地域と連携した教育、開かれた学校運営については、予算の新規拡充事業や、外部評価委員からの前年度指摘事項、教育ビジョンの各目標を支える共通基盤の観点から選定しております。

最後に今後の予定でございます。

4 月から 5 月、事務局で自己評価をいたします。6 月から 10 月にかけて、外部評価を実施いたします。この際、外部評価委員と教育委員会の意見交換会も予定しております。11 月に点検・評価結果について、委員会で議決をしていただき、12 月には、区議会に報告をする予定となっております。

報告については以上となります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。実施の目標のところ、目的のところにもあるのですが、マネジメントサイクルを確立するということはとても重要なことだと思っておりまして、今年もこの評価につきまして、ご尽力いただけることを大変感謝しております。

本当に、今回の評価をすることも、それだけでもとても大変なことだと思うのですが、もう一つ気になるのは、昨年度実施した、その前の年の評価につきまして、恐らくそれが出て、今年度あるいはまた次年度の計画にそれが役立っていくということが、本当の意味でのサイクルになっていくのかなと考えておりますので、今、おわかりでないかもしれませんが、今回、お答えいただかなくても大丈夫なのですが、ぜひ、昨年度の結果がどのように学校に周知されて、それが各学校の目標設定ですとか、様々な実践にどう影響しているのか。あるいは学校のレベルでなくても、区のレベルであっても、そういった実際の影響というところをお聞きできればと思いました。

以上でございます。

子ども・教育政策課長

ただいま伊藤委員のほうからご意見いただきましたことにつきましては、まさに評価・検証の結果が、区の施策はもとより、学校経営の現場でどのように生かされているか、そういったところも把握させていただきまして、また機を見てご報告させていただきたいと思っております。

岡本委員

私も実施目的のところでは1個、お伺いしたいのですけれども、(3)で「数値等で表しにくい目標や成果についての点検及び評価を行うこと。」とあります。これまでもされていたと思うのですけれども、具体的にどのように「点検及び評価」をされるご予定なのか、教えてください。

子ども・教育政策課長

この実施目的の(3)「数値等で表しにくい目標や成果」ということに関しましては、いわゆる定性的な指標になります。一方、数値で表せるものというのは、定量的な分析が可能なものになります。その数値目標に対して、どれほど進捗できたか、客観明白に出るものでございますが、そうではないもの。つまり、満足度のようなものになってくると思います。そこはまた別途、そういったものが効果測定できるような設定をさせていただいて、個別に確認をさせていただくというような手はずになると思います。

平本委員

ご説明ありがとうございました。質問になります。新しい項目である「家庭・地域と連携した教育／開かれた学校運営」というのは、今、進んでいるコミュニティ・スクールについても対象になるということでよいのでしょうか。

あともう1点、新規項目については、昨年度も指摘された事項で、大変横断的な項目になっていると思ひまして、上の4項目全てと関連してくるのかなと考えております。なので、評価の仕方も、難しい面もあるのかなと思う一方で、何か特に力を入れて重点的にこのあたりを見て、点検・評価をするというところがもし決まっているようでしたら、その点も教えていただければと思います。

子ども・教育政策課長

今、平本委員のほうからご質問のあった、まず1点目、この重点項目の最後の5番目「家庭・地域と連携した教育／開かれた学校運営」に関しましては、まさに委員おっしゃっていただいたとおり、コミュニティ・スクールの推進のところが入っております。

具体的には、学校運営協議会、地域学校協働活動の推進というところと、あとは学校部活動の地域移行の推進というものが要素として含まれております。

あと、この5番目の重点項目自体が、全て横断的に関わるものではないかというところに関しましては、まさにそのとおりでございまして、その上でとりわけ、ここを狙い撃ちしてやっていくのだというものに関しては、この重点項目、五つあるものが、お示しの仕方として、考え方として、一応並列の関係にあるということではあるのですが、ただ、その部分も全ての事項に軸を通した形で関わってくるところに関しては、そこは当然意識して、確認していくことになろうかと思われまます。

田代教育長

ほかに質問や発言がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「子どもが考える修学旅行について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは「令和8年度子どもが考える修学旅行について」、ご報告をいたします。

本取組の趣旨、背景、具体的な進め方などについて、順にご説明をさせていただきます。

スライド2ページ目をごらんください。

まず、本取組の位置づけについてでございますが、中野区では、令和4年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもが自分の意思や考え、思いを表明し、それが尊重される教育の実現を目指してまいりました。

また、中野区教育ビジョン（第4次）におきましても、豊かな心を育む教育の充実を目標に掲げ、子ども主体の学校教育を進めているところでございます。今回ご説明する子どもが考える修学旅行は、こうした区の教育政策の方向性を、具体的な学校行事として形にする取組でございます。

次のスライドをごらんください。

次に、これまでの取組状況でございます。区立小中学校におきましては、子どもたちが安心して意見を表明できる場を増やすため、令和6年度より小学校1校当たり20万円、中学校1校当たり30万円の予算を配当し、子どもたちが企画提案した行事などを実施しております。行事だけでなく、日々の授業においても、子どもたちの主体性を生かした学習となるよう、各校が工夫を重ねております。こうした積み重ねが、次に示すような成果につながっ

てございます。

スライド4番目をごらんください。

こちらは中野区学力に関わる調査の意識調査結果でございます。授業で習ったことを生活と結びつけて考えているか。学習や生活をよくするための話し合いや活動に積極的に取り組んでいるかといった項目におきまして、令和6年度から7年度にかけ、全国平均を上回る学年が増加してございます。これは、子どもの意見を反映させた教育活動を進めてきた成果の一つと捉えており、中野区の子どもたちの学びに向かう力が着実に高まってきていると考えてございます。

次のスライドをご覧ください。こうした流れを受け、令和8年度以降、子どもが考える修学旅行を実施いたします。狙いとしましては、子どもたちが自分たちで修学旅行のプログラムを決めたと実感できる機会をつくることです。修学旅行という大きな学校行事を通して、主体性、協働性、学びに向かう力を一層高め、魅力ある学校づくりにつなげてまいります。

次のスライドをごらんください。

こちらはこれまでの修学旅行との違いを示したフローでございます。これまでは、修学旅行先は校長や学年の教員が決定していましたが、今回からは、区教育委員会が選定いたしました候補地から、旅行先の決定を生徒自身が行うことといたします。生徒の選択をもとに、校長や教員、教育委員会が調整を行い、実現へとつなげていく形でございます。子どもを中心に捉えた役割分担へと転換してまいります。

次のスライドをごらんください。

修学旅行先といたしましては、青森・函館方面、北陸方面、奈良・京都方面、広島・京都方面、九州方面の五つのエリアを候補として示しております。この中から、生徒が自分たちで行き先を選択いたします。

なお、生徒向けの説明用プレゼン資料は、教育委員会で作成をいたしまして、先生方の負担軽減にも配慮しています。

次のスライドをごらんください。

実施までのスケジュールでございます。下のほうをごらんください。令和8年1月から2月にかけては、校長会と教育委員会とで協議を行い、修学旅行の候補地を5方面に絞りました。2月から3月にかけては、旅行業者と協議をし、生徒向けの説明資料を作成しました。この後、4月中旬には保護者会で説明を行うとともに、1年生に対して教員が候補

地のプレゼンを実施し、生徒自身が行き先を決定します。その後、旅行会社や具体的なプランを決定してまいります。そして、現在の1年生が3年生になる令和10年に修学旅行を実施いたします。

次のスライドをごらんください。

こちらは候補地を比較した資料でございます。学習内容、移動時間、体験の特徴などを一覧にしており、生徒が考え、話し合い、選択する際の資料として活用いたします。本日は読み上げませんが、参考としてごらんください。

次のスライドをごらんください。

こちらは混雑度や移動条件など、さらに詳細な条件をまとめた資料でございます。この資料も生徒へ配布をいたしまして、こうしたことを踏まえて、行き先を決められるようにしてまいります。

次のスライドをごらんください。

最後に、本取組のまとめでございます。子どもが考える修学旅行は行き先を決めること自体が目的ではなく、子どもたちが話し合い、比較し、選択する過程を通して、主体性や学びに向かう力を育てることを狙いとしています。修学旅行という大きな行事を、子ども主体の学校教育を具体的に実感できる機会とし、教育委員会と学校が連携して進めてまいります。

ご報告は以上となります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。「一目でわかる！修学旅行先5大エリア徹底比較ガイド」という資料などもとてもわかりやすく、子どもたちにとっては、メリットとデメリット、それから特徴がそれぞれ違うのだということをよく理解して、選択していくということ自体が、すごくよい学びの機会になるのではないかなと思いました。

とはいえ一方で、修学旅行先は最終的に一つに決めないといけなくて、しかも諸般の事情により、非常に早い時期に決めないといけないということがございますので、できましたらこれからの実施のご工夫の中で、子どもたちが、Aという地域に決まったとしても、Bという地域でやりたかったような活動がどこかでできる、あるいはAという地域の中で、さらに子どもたちの考えで、様々なスケジュールを組める部分があるですとか、なるべく

子どもたちが参加できるような計画にできるよう、旅行会社等の方々ともご協力いただけるとよいなと思いましたし、もし可能であれば、今後はこういう資料なども、子どもたち自身も、今、すぐにインターネットで情報が得られる時代ですので、それぞれ調べて、それぞれの推している人たちが、北陸推しの人たち、九州推しの人たち、その人たちがみんなで話し合っただけですとか、現場のご負担にならない、しかしながら、子どもたちが継続して主体的な活動をしていけるということにつなげていただけるとよいなと思いました。

魅力のあるプランを、大変ありがとうございます。

指導室長

例えば、Aを選択していた子たちがBに決まったとしても、そのBの中でも、いろいろな活動の選択肢というのを設けて、その中から、自分のやりたいことを見つけられるような、そういったプランにしていくように、学校と旅行会社とで調整しながら、プランをつくっていただくようお願いしていきたいなと思っております。

また、今回、教育委員会のほうで、こういった資料、初めてということで、取組をお示ししておりますけれども、これが年々、積み重なっていくと、子どもたちのアイデアというもので、もっと豊かな取組になっていくのではないかなというところは、非常に期待しているところがございますので、先生方にとってあまり負担にならない形で、進めていくようにしたいと考えてございます。

高野委員

わかりやすい説明をありがとうございます。幾つか質問があるのですが、まず中学3年生のときの修学旅行を、中学1年の4月から5月の早い段階で決めるというのは、やはりこの時期でないと、宿泊などの予約がとれないということでしょうか。

指導室長

委員ご認識のとおりでございます。やはり2年前から宿の予約というのが必要になってまいりますので、なかなか、団体でたくさん生徒を受け入れられる宿というのは決まってきたので、非常に人気が高いといえますか、そういうところもありますので、やはりこの時期でないとということがございます。

高野委員

あと、旅行先を選ぶのは学校単位ということでしょうか。あと、費用負担というのは、どこに行ってもないということよろしいでしょうか。

指導室長

行き先につきましては、学校単位で決めるという形にしてございます。

また、費用負担に関しましても、私費を徴収してということはありません。

平本委員

ご説明ありがとうございました。子どもたち主体で旅行先を決めていくプロセスは大変すばらしい取組だと感じて、この資料も拝見して、私も大変わくわくしました。

候補地を決定した後も、行程をどうするかというプロセスの中で、より多くの子どもたちの意見を反映させていけるように、先生方に伴走をお願いしたいなと思ったという点と、ゆくゆくは、このプロセスで旅行先を決定した上の学年が、試行錯誤して、いろいろ調べたり、もっとこうしたらよかったなと思うことがあると思うので、下の学年に対して、何かプレゼンをするような機会を設けるなど、学年を超えた学びの機会というのも工夫していただけるとよいなと思いました。

あと、もう1点、気になったのが、事故とかトラブルが起きたときの責任というのは、どうしても学校や教育委員会にあるということ踏まえると、旅行の行程とか、移動時の安全面に関する懸念点というのは、先生方のほうでも注意して、伴走していただいて、最終的に学校側でしっかりと行程等もチェックする体制にしていきたいなと思っています。

行ってみたいとか、やってみたいという気持ちを大切にしながら、一方で大人数での旅行を企画するというときには、安全性が大事だということも子どもたちにとってもすごく学びになると思うので、そういった点も子どもたちで話し合ったり、理解を深めてもらう機会というのもつくってもらえると、より深みが増すのではないかなと思いました。

また、この新しい取組からはどうしても外れてしまう学年というのがあると思うので、その学年についても、子どもたちの意見が反映されるような場面をより増やしていけるように、ぜひプロセスを工夫していただきたいなと思っています。

1点、質問なのですが、今回のこの取組は、歴史とか地理とか美術などの授業なども活用した、横断的学習として位置づけていくことも可能になるのかなと拝見しました。各学校で、どのような時間を使って、こういう話し合いをしていくかというのは、もう学校のほうに任せて、工夫していただくという理解でよろしいでしょうか。

指導室長

こちら学校で、事前の準備をしていく際に、本当に様々な学びができるかなと思います。やはりまとまって子どもたちが事前に調べたりとか、意見を述べ合ったりするのは、基

本的には総合的な学習の時間に、探究活動として行うことがメインかなと思ってございます。

岡本委員

私は意見になります。子どもたちがどう考えて話し合い、意思決定していくのかということこそが、私もとても大事だと思っています。

恐らく、あまり時間がないので、プレゼンを聞いて、最終的には投票して決めることになると思うのですが、そうすると先ほど伊藤委員がおっしゃっていたみたいに、やっぱり自分が行きたいところに行けないとなって、ネガティブな思いを持つ生徒さんも出てくると思います。それだったら、むしろ「先生に一律に決めてもらったほうがよかったじゃん」とすらならないかなと心配です。

ですので、先ほど伊藤委員がおっしゃっていたみたいに、違う場所になったとしても、いろんな意思決定の段階をつくって、子どもたちができるだけ関わるようにしていただきたいと思っています。

また、年度初めに中学1年生ですぐに取り組むのは大変だと思いますので、保幼小中連携教育にせっきやく力を入れていきますから、例えば小学6年生の頃から、中学校の修学旅行の行き先をすぐに決めることになるんだよという学習を進めていってもいいのではないかなと思いました。

どういう決め方をしていくかということも、小学校では学んでいると思いますので、そこで修学旅行について、すばらしい教材として取り組むこともできるのではないかなと思いました。

また今年度、各学校でどういう決め方をしたのかということもぜひ集約いただいて、私たちにも共有いただきたいですし、各学校でも共有をして、それぞれ情報交換して、学びを深めるような仕組みにしていっていただきたいと思います。

以上です。

高野委員

もう1点、確認なのですけれども、こちらのスケジュールには、4月中旬に保護者会での説明などが、プレゼン実施、旅行先決定とあるのですけれども、既にもう4月、本日4月17日なのですが、これはもうこのスケジュールどおりに進んでいると考えてよろしいのでしょうか。

指導室長

先日、このプレゼンを校長先生方にお示しをして、学校に配布したところですので、中旬より少し下旬に近い形で、ここのところが進んでいくかなと思っております。

今現在、保護者会でプレゼンを見せる等の具体的なところまでは、まだいってはいないので、これから取り組まれるというところでございます。

岡本委員

これも意見なのですが、修学旅行に行きたくないという生徒さんもいらっしゃると思うのです。あとは学校に行き渋り状態の生徒さんとか、不登校の生徒さんもいます。そういう生徒さんたちも一緒に、この修学旅行のプロジェクトにどう関わることができるのか。学校現場の先生方にご負担をおかけしてしまうことになってしまうかもしれないのですけれども、ぜひ、そういったことも念頭に置いていただければと思いました。

以上です。

田代教育長

ほかに追加でご質問やご発言ございますでしょうか。

では、私からも1点、よろしいでしょうか。

高校の先生にお聞きしたら、高校生にも修学旅行の行き先を自分たちで決めさせたいと思っているそうなのですが、結果的に高校の場合には、高校2年生で修学旅行に行くので、やはり宿がとれないと。入学してからどこに行きたいかを決めさせて、やるのでは、行程的に間に合わないということで、高校ではやむを得ず、学校で行き先を決めていると。

ちなみに都立高校では今、8割ぐらいが沖縄の修学旅行を実施しているそうです。今回もこのコース設定の中で、沖縄も考えたのですが、高校で、ほとんど行くのが沖縄ということなので、また同じ場所というのもあれなので、中学校の最初の中には、沖縄を外そうということで5コースに決定いたしました。

それでは、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の3番目「令和8年度海での体験事業の実施について」の報告をお願いいたします。

学務課長

「令和8年度海での体験事業の実施について」報告いたします。海での体験事業については、平成24年度より開始しており、今年度も実施いたします。

実施期間は令和8年7月23日から8月8日で実施し、実施場所は岩井海岸海水浴場です。

対象は区立小学校の4年生から6年生の児童で、2泊3日、8クール実施し、各クール定員70名で、合計560名の定員となっております。

主な実施メニューは、ライフセービング講習、ボディボード、スタンドアップパドルボード等を行います。募集及び申込みについては、今年度は各児童の端末へGoogle Classroomで案内を配信するとともに、保護者向けには情報配信システムのすぐーるを活用し、募集案内を通知いたします。

募集期間は5月12日からを予定しております。

申込み方法や参加費用については記載内容をご確認ください。

最後に救済措置についてですが、昨年度は地震や津波等の影響により、第4クール途中で中止いたしました。第5、第6クールが中止となったところです。該当クールに参加できなかった児童につきましては、救済措置として、今年度の抽選で優先対象としたいと考えております。

また教育委員会では、できるだけ多くの方に本事業を体験していただきたいと考えておりますので、昨年度の抽選で落選した方も、今年度は優先して、案内したいと考えております。

報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして質問やご発言がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

今年度も楽しい企画ありがとうございます。子どもたち、とても楽しみにしているのではないかなと思っています。

お話にもありましたが、本当に記憶に新しいところですが、昨年度は思いがけず地震と津波ということがございまして、安全に避難もできて、安全に楽しく東京に帰ってくるということができましたので、よかったなと思っております。

一つ、ご質問は、そうした安全面も含めて、今年度、特にこういった点について工夫をしたい、なされたなどあれば、教えていただきたいなと思いました。もちろん、この救済措置もとてもよいと思っていて、こういったことがあると、多くの方に参加していただけてよいなと思いました。

もう1点、これは小さなことですが、10の「参加児童の情報について」ですけれども、「今年度から緊急の場合に備え、参加児童の情報を実施前にお送りさせていただきます。」

という。これは、具体的にどのような意味かなど、少しわからなかったので、もし補足いただける点があれば、教えていただきたいと思いました。

以上でございます。

学務課長

昨年度の災害対応、危機管理対応を含めて、委託しているJTBですとか、あと水泳事業を委託している事業者等を含めて、この前は一応日中でしたので、連絡等はできたのですが、夜間対応ないし、土曜日、日曜日の対応もございますので、その連絡体制については、改めて確認をさせていただいたところです。

あと、中止等の判断につきましては、組織としてどのような形で対応をとっていくのかということも、改めて検討したところでございます。

こちらの参加児童の情報については、昨年度の危機管理対応にも影響しているところなのですけれども、これまでは各学校の参加児童の情報を、各学校に下ろすということはありませんでした。あくまで、これは社会教育事業ですので、学校の活動とは別ということで考えていたのですけれども、とはいえ、やはり事故等、災害等が起こったときには、各学校のほうに問合せがいったということもございましたので、各校長先生からのご要望もありましたし、私たちも改めて児童情報は、必要最小限度というところではありますけれども、事前に情報共有するという形で、今年度から実施するというところでございます。

ちなみに昨年度も、第4クール以降については、情報は共有したところではございました。

伊藤委員

きめ細やかなご対応をいただき、本当にありがとうございます。そして、今ご説明いただいた参加児童の情報の点、よくわかりました。

そうしましたらば、当然のことではございますけれども、個人情報等々もございますので、保護者の方々にもお伝えした上で、多方面から緊急時に対応できるような体制づくりということで、適切に行っていただければと思いました。

ありがとうございます。

田代教育長

ほかに質問やご発言がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

それでは、最後に事務局から次回開催について報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会定例会は5月1日となりますが、ひがしなかの幼稚園訪問のため、傍聴はございません。

傍聴していただける会といたしましては、次回、5月8日金曜日、午前10時から、区役所7階、教育委員会室にて実施いたします。

なお、諸事情により、急遽休会になる場合がございます。中野区ホームページにてご確認をお願いいたします。

以上でございます。

田代教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第10回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時45分閉会